令和　　年　　月　　日

　射水市教育委員会

　　教育長　金　谷　　真　　あて

　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　会社等名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　携帯電話番号

　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

　　　　　　　　　　　　報告責任者署名　　　　　　　　　　　　　　（自署）

　　　　　　　　　射水市学校給食用物資納入業者登録申請書

　　令和５年度学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を

　添えて、申請いたします。

１　納入希望品目

２　主な仕入先（ 納入物資及び原材料 ）

３　主な販売先

４　最近１年間の売上額（ 単位：万円 )

５　従業員数（ 組合については別紙に記入のこと。 ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 販売及び運搬関係 | 製 造 関 係 | 事 務 関 係 |
| 男 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 女 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 計 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　　　　　人 |

６　衛生管理等状況

　　・衛生管理（ 検 便 検 査 等 ）　年　　　回

　　・健康管理（ 定期健康診断等 ）　年　　　回

７　食品衛生責任者氏名（　　　　　　　　　　　　　）

８　添付書類

　　・食品衛生監視票（ 写 ）

　　・検便検査結果報告書（ 細菌検査、病原性大腸菌 Ｏ－157 ）

　　・組合については別紙組合加入者名簿

納入登録遵守事項

１　学校給食用物資（以下「給食物資」という。）は食品衛生法に準拠する適格品とします。

２　発注を受けた給食物資（以下「納入物資」という。）は指定どおりの日時、数量及び品質等を厳守の上、納入します。

３　納入物資のうち一部でも不適格があった場合は、各学校及び射水市学校給食センターの指示により適格品と交換します。

４　冷凍食品の納入の際は、保冷車を使用します。

５　給食物資を納入したときは、給食物資の納品書（３部複写で指定のもの）に検収担当者の検収印を受けます。

６　検収印押印済の給食物資の請求書を１か月分取りまとめ、**翌月３日まで**に、支払命令書（指定のもの）に添付し、必要事項を記入の上、射水市学校給食センターに提出します。

７　別記の金融機関を支払い先として、特別な場合を除き、正当な請求のあった月の２０日(金融機関休業のときは翌営業日)までに、その代金の支払いを受けます。

８　社名・代表者名・住所等の変更、及び業務の廃止を行う時は、速やかに内容変更届を射水市学校給食センターに提出します。

９　上記２～８に反した場合は、一方的に登録指定の取消し、又は入札(見積)参加の一時停止等の処置を受けます。

10　この遵守する期間は２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までとします。

11　この遵守事項を含め、新たな問題となる事項が発生した場合は、射水市学校給食センターと協議のうえ、決定し行います。

　射水市学校給食用物資納入業者として指定を受けるに際して、以上のとおり遵守します。

令和　　年　　月　　日

　　　射水市教育委員会　教育長　　あて

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　会社等名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　報告責任者署名　　　　　　　　　　　　　　　　　（自署）

　（別　記）

|  |  |
| --- | --- |
| １ 給食物資代金受入金融機関 | 銀行　　　　　 本店　　　　 信用金庫　　　　　 支店　　　　 　　 農協　　　　　  |
| 　 (フ リ ガ ナ)２ 口　　　　 座 　　　　名 |  |
| ３ 口 　 座 番 号 | 　当 座　　　　　　　　　　　　　　　　　普 通 |